225　自由社　株式会社自由社　東京都文京区水道２の６の３
226　チアーズ　有限会社CHEERS　宮城県仙台市青葉区春日町３の８
227　育鵬社　株式会社育鵬社　東京都港区海岸１の15の１
228　山下　山下明　大阪府大阪市港区弁天２の13の20の1308

**○厚生労働省告示第六十八号**

特例インドネシア人看護師候補者及び特例インドネシア人介護福祉士候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針（平成二十三年厚生労働省告示第百九十二号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年三月二十五日　厚生労働大臣　田村　憲久

第一の一中「及び平成二十一年度」を「、平成二十一年度及び平成二十二年度」に、「及び平成二十年度」を「並びに平成二十年度及び平成二十一年度」に、「並びに平成二十四年度」を「、平成二十四年度」に、「及び介護福祉士国家試験（以下「平成二十四年度介護福祉士試験」という。）」を「若しくは平成二十五年度に実施される看護師国家試験（以下「平成二十五年度看護師試験」という。）又は平成二十四年度に実施される介護福祉士国家試験（以下「平成二十四年度介護福祉士試験」という。）若しくは平成二十五年度に実施される介護福祉士国家試験（以下「平成二十五年度介護福祉士試験」という。）」に、「及び介護福祉士」を「又は介護福祉士」に改める。

第一の二の1から8まで以外の部分中「1から8」を「1から10」に改め、同2中「及び特例インドネシア人第二陣看護師候補者」を「、特例インドネシア人第二陣看護師候補者及び特例インドネシア人第三陣看護師候補者」に改め、同3中「特例インドネシア人第一陣介護福祉士候補者」の下に「及び特例インドネシア人第二陣介護福祉士候補者」を加え、同8中「同(2)」の下に「及び同(3)」を加え、「特例インドネシア人第一陣看護師候補者又は特例インドネシア人第二陣看護師候補者」を「特例インドネシア人看護師候補者」に、「第二の二の1の(1)」を「第二の二の1の(1)のイ(同(2)において準用する場合を含む。)」に改め、同8を同10とし、同7を同9とし、同6を同7とし、同7の次に次のように加える。

8　特例インドネシア人第二陣介護福祉士候補者　平成二十一年度にインドネシア人介護福祉士候補者として入国した者であって法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けた者をいう。

第一の二の5の次に次のように加える。

6　特例インドネシア人第三陣看護師候補者　平成二十二年度にインドネシア人看護師候補者として入国した者であって法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けた者をいう。

第一の三の1に次のように加える。

(3)　特例インドネシア人第三陣看護師候補者　平成二十五年度看護師試験

第一の三の2中「平成二十四年度介護福祉士試験」を「次に掲げる区分に応じてそれぞれ次に定める介護福祉士国家試験」に改め、同2に次のように加える。

(1)　特例インドネシア人第一陣介護福祉士候補者　平成二十四年度介護福祉士試験

(2)　特例インドネシア人第二陣介護福祉士候補者　平成二十五年度介護福祉士試験

第一の三の3中「又は平成二十四年度介護福祉士試験」を「若しくは平成二十五年度看護師試験又は平成二十四年度介護福祉士試験若しくは平成二十五年度介護福祉士試験」に改める。

第二の標題中「特定受入れ機関」を「特定受入れ施設」に改める。

第二の一の1の(2)中「平成二十二年度看護師試験」とあるのは「平成二十三年度看護師試験」と、「平成二十二年度に」とあるのは「平成二十三年度に」と、「平成二十二年度に実施された看護師国家試験（以下「平成二十二年度看護師試験」という。）」とあるのは「平成二十三年度看護師試験」と、「平成二十二年度看護師試験」とあるのは「平成二十三年度看護師試験」に改め、同1に次のように加える。

(3)　(1)の規定は、特例インドネシア人第三陣看護師候補者について準用する。この場合において、(1)の規定中「平成二十三年度看護師試験」とあるのは「平成二十五年度看護師試験」と、「平成二十二年度に実施された看護師国家試験（以下「平成二十二年度看護師試験」という。）」とあるのは「平成二十四年度看護師試験」と、「平成二十二年度看護師試験」とあるのは「平成二十四年度看護師試験」と、「外務省から厚生労働省に対して通知のあった人数の順位に該当する者が獲得した」とあるのは「当該試験の合格点に一定の割合を乗じて得た点数として外務省から厚生労働省に対して通知のあった基準に相当する」と読み替えるものとする。

第二の一の2の(3)中「特例フィリピン人看護師候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針」を「特例フィリピン人看護師候補者及び特例フィリピン人介護福祉士候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針」に、同(3)及び同(4)中「特例フィリピン人看護師候補者指針」を「特例フィリピン人看護師候補者等指針」に改める。

第二の一の3中「同(2)」の下に「及び同(3)」を加え、同(1)に次のように加える。

ハ　特例インドネシア人第三陣看護師候補者　平成二十五年度看護師試験

第二の一の3の(2)の表に次のように加える。

| | |
|---|---|
| 特例インドネシア人第三陣看護師候補者 | 平成二十四年度看護師試験 |
| | 平成二十五年度看護師試験 |

第二の一の4中「同(2)」の下に「及び同(3)」を加える。

第二の二の1を次のように改める。

1　特例インドネシア人介護福祉士候補者の要件

(1)　特例インドネシア人第一陣介護福祉士候補者は、研修としての就労を適切に実施する等の観点から、次のイからハまでに掲げる要件を満たさなければならない。

イ　日インドネシア協定附属書十第一編第六節2の規定に基づき受入れ調整機関に紹介を受けた機関（特例インドネシア人第一陣介護福祉士候補者が更に法務省告示の特例による許可を受ける場合にあっては、受入れ調整機関に紹介を受けた機関）との労働契約に基づいて、次の(i)及び(ii)の活動に従事する者であること。

(i)　法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けてから平成二十四年度介護福祉士試験まで継続して行われる介護福祉士の監督の下での研修を通じた介護施設における平成二十四年度介護福祉士試験の合格のために必要な知識及び技術の修得

(ii)　(i)の活動後、介護福祉士の監督の下での研修を通じた介護施設における必要な知識及び技術の修得

ロ　第一の三の2の責務にのっとり、3の介護研修改善計画に基づく研修に取り組むとの意思を誓約する署名を行った者であること。

ハ　平成二十三年度に実施された介護福祉士国家試験（以下「平成二十三年度介護福祉士試験」という。）において不合格であり、かつ、平成二十三年度介護福祉士試験の得点が、当該試験の合格点に一定の割合を乗じて得た点数として外務省から厚生労働省に対して通知のあった基準に相当する得点以上の者であること。

(2)　(1)の規定は、特例インドネシア人第二陣介護福祉士候補者について準用する。この場合において、(1)の規定中「平成二十四年度介護福祉士試験」とあるのは「平成二十五年度介護福祉士試験」と、「平成二十三年度に実施された介護福祉士国家試験（以下「平成二十三年度介護福祉士試験」という。）」とあるのは「平成二十四年度介護福祉士試験」と読み替えるものとする。

第二の二の3の(1)中「平成二十四年度介護福祉士試験」を「次に掲げる特例インドネシア人介護福祉士候補者の区分に応じてそれぞれ次に定める介護福祉士国家試験」に改め、同(1)に次のように加える。

イ　特例インドネシア人第一陣介護福祉士候補者　平成二十四年度介護福祉士試験

ロ　特例インドネシア人第二陣介護福祉士候補者　平成二十五年度介護福祉士試験